(財政金融委員会)

株 式 等の 取引に 係る決済の合理化を図るため の 社 債等 の 振 替に関する法律等 の — 部 を改正 する

法律案(閣法第八四号)(衆議院送付)要旨

本 法 律 案 は、 ょ IJ 安全で、 効 率 性 の 高 L١ 証券決済 制 度等を構築していく必要性に か んがみ、 株式、 新 株 引

受 権、 投 資 法 人 が 発 行す る投 資 П そ の 他 の 有 価 証 券 E 表 (示さ. れ るべ . き 権 利 等 以 下「株式等」 ح 11 う。)の

行う等、 所 要 の 措 置 を 講ずる も の で あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次 の ح お りで ある。

取

引

に

係

る

決済

の

合

理化

を

义

るた

め、

株

式

等

を

振

替

制

度

の

対

象

に

加えるとともに、

株券不発

行制

度

の

整

備

を

社 債 等 の 振 替 に 関 す る 法 律 の — 部 改 正

1 社 債 玉 債 等 の 振 替 に よる 権 利 移 転 を 規定す る現行の法律を改 正し、 振 替 の対象となる有 価証券に株

式 等 を加える。 こ れ に 伴 ίĺ 法 律 の 題 名を「 社 債、 株式 等 の 振 替 に 関す る 法律」 に改 める。

2 株 券不発行会社 (株式 の譲 渡 制 限会社を除く。) の株式で振替 機関 が取り扱うもの(以下「 振 替 株

ح ١١ う。) について の 権 利 の 帰 属 は、 振 替 座簿 の 記載又は記録 に より定まることとし、 振 替 株式につ

١١ て振替手続等の整備 を行うほ か、 権 利 行使等につい て商法 の特例となる規定を設ける。

3 新 株 引受 権、 投 資 等につい ても、 株式 っと 同 . 樣 の 振 替 が 行えるよう規定を整 備する。

二、商法の一部改正

1 会 社 は、 定 款 で株 券を発行 U な L١ 旨 の 定めをすることができることとし、 そ の 会社 の 株 式 の 移転 は、

取 得 者 の 氏 名 及 び 住 所 を 株 主 名 簿 に 記 載 又は 記 録 し な け れ ば、 第 三 者 に対 抗 で きな ιį

3 株 主 名 簿 の 閉 鎖 期 間 を 廃 止 す る 等そ の 他 所 要 の 規 定 の 整 備 を 行う。

三、その他

2

株

式

の

譲

渡

制

限

の

あ

る

会社

は、

株

主

の

請

求

が

な

い

限

IJ

株

券

を

発

行

す

ることを要

U

な

1 こ の 法 律 ば 公 布 の 日 か 5 起 算 し て 五 年 を 超 え な L١ 範 进 内 に お しし て 政令で定め る 日 か ら施 行 す る。 た

だ 株 券不 発 行 制 度 の 整 備 の た め の二及びそ の 他 所要 の 改 正につい ては公布 の 日 か 5 — 年 を 超 え な L١

範囲内において政令で定める日から施行する。

2 株 券等 の 保管 及び振替 に関 する法律」(以下 保 管 振 替法」 ح 11 **、**う。) に基づく保管 振 替 株券 に 係

る 株 式 を、 の 施 行日に . 振 替 株式とする等の 特 例 措 置 を 設けるとともに、 保 管 I振替法: を 廃 止 す ر چ

3 そ の 他 所 要 の 規 定 の 整 備を行うとともに、 経 過措 置 等 を定 んめる。